

# 福岡県公報

平成17年10月7日  
第2446号

## 目 次

### 告 示 (第1889号—第1911号)

○市の町及び字の区域の変更	(地方課) ..... 1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○市街地再開発組合の定款の変更の認可	(都市計画課) ..... 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 7
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 8
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 8
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 8
○都市計画の案の縦覧	(都市計画課) ..... 8
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 9
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 10
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) ..... 10
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 11
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 12

○県営土地改良事業の換地計画

(農地計画課) ..... 12

○飼料の試験結果の概要

(畜産課) ..... 12

### 公 告

○落札者等の公示

(総務事務センター) ..... 14

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱に基づく県民の意見

の募集 (生産流通課) ..... 14

## 告 示

### 福岡県告示第1889号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、柳川市長から柳川市の町及び字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営柳川北部第2地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を矢留本町字江ノ上に編入する。

町	字	地番
矢留本町	石佛	206の1の一部、217の1の一部、219の1の一部、219の1の2

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字石佛206の1の地先の水路である公有地の一部、字江ノ上188、189の3、189の4、190、191の2の地先の字小前の水路である公有地の一部

2 次の区域を矢留本町字石佛に編入する。

町	字	地番
矢留本町	江ノ上	190の一部、191の1の一部、192の1の一部、192の2、192の3の一部、194の1の一部、194の2、196の1の一部、196の2、196の3の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字石佛220の1、220の2、221の2、222の1、222の2、239の1の地先の字小前の水路である公有地の一部

3 次の区域を矢留本町字小前に編入する。

町	字	地番
矢留本町	五反田	292の1の一部、292の2の一部

これらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに字五反田291の2、291の3、292の2、293の2に隣接する道路である公有地の一部、字小前280の1、280の2の地先の字大城開の道路、水路である公有地の一部

4 次の区域を矢留本町字五反田に編入する。

町	字	地番
矢留本町	小前	244の2の一部、244の3の一部、247の1の一部、283の1の一部、283の2の一部、285の1の一部、286の3、287、288の1、288の2、289の1、289の2、290の1の一部、290の2の一部
	大城開	429の1の一部、429の3の一部、435の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字小前280の1、281の1、284の1に隣接する道路、水路である公有地の一部、字小前280の1、字大城開435の1の地先の道路、水路である公有地の一部、字五反田304の3、305の地先の字大城開の水路である公有地の一部

5 次の区域を矢留本町字大城開に編入する。

矢留本町字五反田304の3の地先の水路である公有地の一部

6 次の区域を上宮永町字庄屋分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	武町	471の一部、472の4の一部、473の2の一部
下宮永町	鳥巣分	912の一部、913の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字武町472の4に隣接する水路である公有地の一部、字武町472の3、472の4、473の2の地先の水路である公有地の一部

7 次の区域を上宮永町字市郎右エ門分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	庄屋分	547の4の一部
	寺分	663の1の一部、673の3

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字庄屋分546の2、547の4、547の5に隣接する水路である公有地の一部

8 次の区域を上宮永町字寺分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	市郎右エ門分	631の一部、636の1の一部、636の2、636の3の一部、636の4、637の3、637の4、638の1から638の6まで、639の一部、640、641の一部
	市郎兵エ分	755の2、755の3、756の2、757の2、758の1の一部、758の2、759の1の一部、759の2の一部、759の3、759の4、760の1の一部、760の3の一部、760の4、760の5、761の1の一部、761の3の一部、761の4、761の5、762の1の一部、762の2、763の2の一部、763の3の一部、763の4、765の1の一部、765の4の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

9 次の区域を上宮永町字市郎兵エ分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	寺分	659の1の一部、666の2
	半左エ門分	788の一部、791の1から791の4までの各一部、796の一部、799の1の一部、799の2の一部、804の一部、808の一部、809の1の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字半左エ門分783の1、783の3、784の1、788、791の1から791の3まで、796に隣接する道路、水路である公有地の一部、字寺分658、659の1、字半左エ門分783の1、784の1から784の3まで、788、791の2、796の地先の道路、水路である公有地の一部

10 次の区域を上宮永町字半左エ門分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	與三兵衛分	862の1の一部、862の2の一部、864の1の一部、864の2の一部、866の一部、867の2の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字與三兵衛分856の2、857、859の1、859の2、862の2、864の1、869の1の地先の水路である公有地の一部、字半左エ門分780の1、780の3の地先の字安良開の水路である公有地の一部

11 次の区域を上宮永町字與三兵衛分に編入する。

町	字	地番
上宮永町	半左エ門分	780の3の一部

この区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字半左エ門分781の1、800の1、805の1、字安良開880の2、彌四郎町字大城開348の6の地先の道路、水路である公有地の一部、字與三兵分869の2に隣接する彌四郎町字四ノ籠の道路である公有地の一部、上宮永町字與三兵衛分869の1、869の2の地先の字半左エ門分の道路、水路である公有地の一部、字與三兵衛分869の2の地先の彌四郎町字大城開の道路、水路である公有地の一部

12 次の区域を上宮永町字安良開に編入する。

町	字	地番
彌四郎町	大 城 開	348の6の一部、350の2の一部、351の1の一部、351の2の一部、352の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字大城開350の2、352に隣接する水路である公有地の一部、字大城開348の6、350の2、352の地先の水路である公有地の一部、字安良開880の2、881の1の地先の字與三兵衛分の道路、水路である公有地の一部

13 次の区域を上宮永町字善吉に編入する。

町	字	地番
下宮永町	野々内	997の一部、998の一部

14 次の区域を彌四郎町字三ノ籠に編入する。

町	字	地番
彌四郎町	四ノ籠	276の1の一部、277の1の一部、278の1の一部、278の3の一部、279の2の一部、281の1の一部
上宮永町	與三兵衛分	856の2の一部、857の一部、859の1の一部、859の2の一部、859の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字四ノ籠277の1に隣接する水路である公有地の一部、字三ノ籠247の地先の字四ノ籠の水路である公有地の一部

15 次の区域を彌四郎町字四ノ籠に編入する。

町	字	地番

上宮永町	與三兵衛分	859の2の一部、860の1から860の3までの各一部、860の4、861の1の一部、861の2の一部、861の3、862の1の一部、862の2の一部、864の1の一部、864の2の一部、864の3、866の一部、867の1の一部、867の2の一部、868の1の一部、869の1の一部、869の2の一部
------	-------	---

これらの区域に介在する道路である公有地の全部並びに彌四郎町字三ノ籠247、字大城開347の1、347の2、348の1に隣接する水路である公有地の一部、字三ノ籠245の1、247、字大城開348の1、348の2、348の6の地先の道路、水路である公有地の一部

16 次の区域を吉富町字村中に編入する。

町	字	地番
吉富町	福家	377の1の一部、378の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字福家337の1、337の2、375の1、376に隣接する水路である公有地の一部、字福家337の1、337の2、339の1、348、375の1の地先の道路、水路である公有地の一部、字村中144の4、145の地先の字福家の水路である公有地の一部

17 次の区域を吉富町字江ノ上に編入する。

吉富町字福家367、369、370の2、378の地先の水路である公有地の一部

18 次の区域を吉富町字下横堀に編入する。

町	字	地番
吉富町	中横堀	248の1の一部、251の一部、252の1の一部、253の1の一部、256の2の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字中横堀251、252の1、256の2に隣接する水路である公有地の一部、字中横堀248の1、248の2、256の2の地先の水路である公有地の一部

19 次の区域を吉富町字中横堀に編入する。

町	字	地番
吉富町	大横堀	272の3の一部、275の3の一部、276の1の一部、276の3、276の4の一部、281の一部、288の2の一部、290の2の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字江ノ上200の地先の水路である公有地の一部、字中横堀249の1、249の3の地先の字大横堀の道路、水路である公有地の一部

20 次の区域を吉富町字大横堀に編入する。

町	字	地番
吉富町	五反頭	308の4の一部、315の4の一部、315の6

これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字五反頭294の5、294の8、305の2、306の9、307の5、308の3、308の4、319の11に隣接する水路である公有地の一部、字中横堀256の1、257の1、258の1、259の1、字五反頭294の6、294の8、304の13、305の2、307の5、307の7、308の3、315の3、319の11、字江ノ上177の8の地先の道路、水路である公有地の一部

21 次の区域を吉富町字福家に編入する。

町	字	地番
吉富町	五反頭	300の1の一部、300の3の一部、301の1の一部、302の1の一部、302の2の一部、303の2の一部、312の2の一部、312の3の一部、313の2の一部、318の1の一部、318の2、318の4の一部、318の5、318の6、322の1の一部、322の2の一部、322の4、323の1の一部、323の2の一部、323の7、326の9

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字福家366の地先の字五反頭の道路、水路である公有地の一部

22 次の区域を下宮永町字小前に編入する。

町	字	地番
下宮永町	久右エ門分	777の1の一部、777の2の一部、777の4、778、779の1の一部、779の2の一部、781の1の一部、781の2、781の3の一部、783の1から783の3まで、784の1の一部、784の2の一部、785の1の一部、785の2、786の1から786の3まで、787の1の一部、787の2、787の3の一部、787の4、788の1の一部、788の2、788の3の一部、789の1の一部、789の2の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

23 次の区域を下宮永町字久右エ門分に編入する。

町	字	地番
下宮永町	惣左エ門分	806の一部、812の1の一部、815の一部、816の1、816の2、818の1の1、818の1の2、818の3、818の4、819の1の一部、819の2の一部、820の1の一部、820の2、821の1、821の2、822の1の一部、822の2の一部、823の1、823の2の一部、823の4の一部、828の1の一部、828の2の一部、830の1の一部、831の1の一部、833の2の一部、834の1の一部、837の2の一部、838の1の一部、838の2の一部、839の1、840の1の一部、840の3の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字惣左エ門分806、812の1に隣接する水路である公有地の一部、字小前730の1、字惣左エ門分806、812の1の地先の水路である公有地の一部

24 次の区域を下宮永町字野田堀に編入する。

町	字	地番
下宮永町	惣左エ門分	806の一部、807の1の一部、859の1の1の一部、859の1の2の一部、859の2の2の一部
上宮永町	武町	458の2の一部、465の2、467の1、467の2、468の1、468の2、469の1、469の3、469の4、470の2、470の3の一部、470の4、470の5、471の一部、472の3、472の4の一部、473の1の一部、473の2の一部、474の1の一部、474の3、475の3の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに字惣左エ門分806、字鳥巣分912に隣接する水路である公有地の一部、字式町467の2、字惣左エ門分806、807の1、859の1の2、字鳥巣分912、945の1の地先の道路、水路である公有地の一部、字野田堀860の1の地先の字惣左エ門分の道路、水路である公有地の一部

25 次の区域を下宮永町字鳥巣分に編入する。

下宮永町字惣左エ門分852の3、853の4、854の3、855の3、856の3、857の3、858の2、859の1の1、859の2の1、859の2の2の2の地先の水路である公有地の一部
--

26 次の区域を下宮永町字内野田に編入する。

町	字	地番
下宮永町	惣左エ門分	844の7の一部、844の8の一部、845の1の一部、845の2、846の1の一部、846の2

これらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに字惣左エ門分843の2、844の5、844の8に隣接する道路である公有地の一部

### 福岡県告示第1890号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年10月6日福岡県告示第1512号

#### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1891号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡・アジアネットワーク

#### (2) 代表者の氏名

唐川 勝

#### (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区那の津五丁目1番10号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、東南アジアの学校に行けない子供たちに対して義務教育を受けるための機会作りや就学の支援などを行うとともに、在外日本人の権利の確立を図るために活動を行うことを目的とする。

### 福岡県告示第1892号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

特定非営利活動法人廃棄物地盤工学研究会

##### (2) 代表者の氏名

島岡 隆行

##### (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区柏原六丁目62番9-506号

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、わが国及び海外の地方公共団体、企業やその他団体、個人に対し、主に廃棄物の循環資源化、最終処分に係わる技術と学術の研究事業を行うことで、持続可能な地球環境の保全と改善を目指し、もって広く社会に貢献することを目的

とする。

### 福岡県告示第1893号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあいネット

(2) 代表者の氏名

大武 満洲男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条五丁目10番15号

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と居宅サービス事業及び福祉用具の販売、情報提供に関する事業並びに児童育成支援に関する事業、支援費制度に基づく居宅介護サービス（身体障害者、知的障害者、障害児）に関する事業、移送サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（新）この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と居宅サービス事業及び福祉用具の販売、情報提供に関する事業並びに児童育成支援に関する事業、支援費制度に基づく居宅介護サービス（身体介護、家事援助及び外出時における介護などの生活支援）（身体障害者、知的障害者、障害児）に関する事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1894号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ふきの会

(2) 代表者の氏名

川崎 弘實

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区紺屋町13番1号 西部毎日会館4階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、何人も健康で快適、文化的な社会生活をおくる上で、より良い生活環境、子供の教育及び福祉の充実した崇高な市民社会を確立するために下記の各種事業に関する特定非営利活動を行うことを目的とする。

(1) 障害者と障害児童に社会参加活動の支援事業

(2) 文化イベント及びスポーツイベントの開催及び支援事業

(3) 環境問題のセミナー開催及び宣伝活動に係わる事業

(4) 児童とその家族に対しふれあいイベントの開催に係わる事業

(5) 他の同一目的の団体に対する助言等に係わる事業

### 福岡県告示第1895号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人農やる民

(2) 代表者の氏名

岩城 賞弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原西四丁目10番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は遊休農地を活用して消費者自らが「農」を体験し、その体験を通して食の安全性や「農」のあり方を学ぶ、農家と連携して堆肥などの余剰物を有効利用した循環型有機農法を研究することで、社会教育の推進や環境保全の推進に寄与していくとともに地域の活性化を推進し、また子どもとともに農体験をすることによって子どもの情緒面での健全育成をはかることも目的とする。

#### 福岡県告示第1896号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更の認可をしたので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

室町一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成11年6月から平成19年3月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区室町1丁目、大門1丁目及び城内の各一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区京町1丁目2番24号

5 設立認可の年月日

平成11年5月21日

6 定款の変更の認可の年月日

平成17年9月16日

#### 福岡県告示第1897号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ボランティアちくほう

(2) 代表者の氏名

大野 隆司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字柏の森字福本946番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人間らしい生活を自力で営むことが困難な人びと（貧困者、高齢者、身体障害者、知的障害者、障害児、児童、母子など）や、病気や怪我、災害などで困難になった人びとに対して、社会保障・社会福祉の本旨にのっとり、具体的困難を解決するために、非営利・協同のボランティア精神を發揮し、生活支援、相談

活動等の必要な支援を行い、豊かな社会福祉の街づくり、総合的な公的介護保障の充実など、平和な地域社会の発展に貢献することを目的とする。

#### 福岡県告示第1898号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

苅田都市計画道路3・4・4号曾根行橋線の変更

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

京都郡苅田町大字新津字石走り及び大字尾倉字小源寺の各一部

#### 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

苅田町産業建設部都市整備課

#### 福岡県告示第1899号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

直方都市計画道路3・5・2号外町江口線、3・4・7号境口鴨生田線、3・5・8号中島町中泉線及び3・4・11号境口頓野線の変更

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

直方市新町一丁目、新町二丁目、溝掘一丁目、新町及び溝掘地先の各一部

#### 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

直方市建設部建築都市課

#### 福岡県告示第1900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道遠賀川中流流域下水道の変更

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

直方市溝掘一丁目の一部

#### 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

直方市建設部建築都市課

#### 福岡県告示第1901号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を、

平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部下水道課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画の種類及び名称

飯塚都市計画下水道 明星寺川流域下水道

2 都市計画を定める土地の区域

飯塚市大字潤野字七俵、字向尻、字野添、字大牟田、字中ノ坪、字寺田、字丁ノ町及び字登々樹の各一部

嘉穂郡穂波町大字枝国字大田、字黒ノ内、字土居ノ口、字水洗、字尻細及び字成水の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部下水道課

飯塚市都市建設部都市計画課

穂波町企画調整課

**福岡県告示第1902号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

福岡都市計画道路3・3・66号粕屋宇美線及び3・4・68号江辻大隈線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

糟屋郡粕屋町大字大隈字脇田、字黒ノ前、字唐臼、字畠田、字大間、字上川原、字カラス田及び字井山の各一部

糟屋郡篠栗町大字乙犬字赤田の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

粕屋町都市整備課

**福岡県告示第1903号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年10月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

須恵都市計画道路3・3・1号粕屋宇美線及び3・4・4号志免植木線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

糟屋郡須恵町大字植木字大間、字白石、字尾黒、字上小川原、字式手及び字四王田並びに大字須恵字赤坂、字平田、字イムタ、字樋之元、字日焼、字岩崎、字巡り原、字古宮、字原口、字汐井掛、字サル田及び字柴原並びに大字新原字野間、字向原、字野間原、字坂口、字佛道及び字宮ノ上並びに大字旅石字西原、字井田及び字宮ノ下の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

須恵町企画課

**福岡県告示第1904号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字瀬越367-1、367-2、368-1及び368-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字与原667番地

城井 五十二

**福岡県告示第1905号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字岬字明治開2923番16及び2923番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市大字手鏡1607番1

川崎 ゆみ

川崎 昌敏

**福岡県告示第1906号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀1丁目308番5から308番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市武藏3丁目11番3号

畠添 武子

**福岡県告示第1907号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）行橋カテゴリーパワーセンター

(2) 所在地 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号
株式会社正一電気	鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目32番26号
嘉穂無線株式会社	福岡市南区塩原一丁目28番24号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年5月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

16,945m<sup>2</sup>

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県行橋市西泉六丁目2732番3外	1,331

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県行橋市西泉六丁目2732番3外	340

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県行橋市西泉六丁目2732番3外	624

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県行橋市西泉六丁目2732番3外	190.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローデイ	午前9時	午後10時
株式会社正一電気	午前10時	午後9時
嘉穂無線株式会社	午前9時	午後8時
未定	午前9時	午前0時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分(一部、午前8時30分～午後10時)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

福岡県告示第1908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	久留米線 小郡	前	小郡市大保1571番1先から 同市大保1592番21先まで	8.2 ～ 19.9	102.1
			後	同上	8.2 ～ 19.9	102.1
那珂	県道	内山線 三条	前	太宰府市宰府四丁目855番 5先から 同市宰府四丁目856番1先まで	9.0 ～ 26.4	100.0
			後	同上	11.2 ～ 26.4	100.0
行橋	県道	豊津線 椎田	前	京都郡豊津町大字豊津91番 1先から 同郡同町大字国分1114番先まで	4.2 ～ 7.0	173.5

		後	同上	11.5 ～ 30.0	182.0
--	--	---	----	-------------------	-------

## 福岡県告示第1909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年10月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	内山線 三条	太宰府市宰府四丁目855番5先から 同市宰府四丁目856番1先まで

## 福岡県告示第1910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改

良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年9月28日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字落合、大字樹田 (樹田落合地区・落合下換地区)	換地計画書の写し	平成17年10月7日から 平成17年11月8日まで	添田町役場

## 福岡県告示第1911号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成17年7月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要( )内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質%	粗脂肪%	カルシウム%	リン%	粗纖維%	粗灰分%	T D N%	M E kcal/kg	その他の検査%	
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5丁目9番3号	同左	皮付き圧ペん	平成17年7月	10.5	表2.2	0.04	示0.32	4.2	な2.1		し	水分10.8	
		肉用牛配分飼料 ホースミール	平成17年7月	(12.0) 12.0	(1.8) 2.6	(0.35) 0.48	(0.30) 0.36	(7.0) 3.4	(7.0) 3.5	(72.0) 73.8			

ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5丁目2番14号	同 左	くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y	平成 17年 6月	(17.0) 18.3	(3.0) 4.1	(2.80) 3.45	(0.35) 0.49	(5.0) 2.8	(13.0) 11.2		(2,800) 2,810		
		くみあい配合飼料 はかたブロイラー 後期	平成 17年 7月	(18.0) 19.5	(5.0) 7.8	(0.90) 0.93	(0.55) 0.69	(5.0) 2.5	(8.0) 5.0		(3,170) 3,214		
		くみあい配合飼料 福岡BペレットK	平成 17年 6月	(15.5) 16.5	(2.5) 4.2	(0.50) 0.50	(0.40) 0.52	(6.0) 2.8	(9.0) 3.9	(77.0) 77.0			
中島精麦工業株式会社 久留米市津福今町586	同 左	加熱圧ペんとうもろこし(2種混合飼料)	平成 17年 7月	7.9	表 3.6	0.03	示 0.24	2.8	な 1.3		し	水分 13.7	
		加熱圧ペんとうもろこし(単体飼料)	平成 17年 7月	7.4	表 3.1	0.01	示 0.20	2.0	な 1.1		し	水分 13.5	
門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森江1-3-1	同 左	協同飼料 ママ7スピリットW	平成 17年 7月	(21.0) 21.1	(4.0) 6.1	(0.70) 0.81	(0.60) 0.71	(2.0) 1.0	(8.5) 5.1	(85.0) 85.0			
		協同飼料 カーフマンア	平成 17年 7月	(25.0) 25.2	(2.0) 3.4	(0.60) 0.80	(0.40) 0.54	(7.0) 4.8	(10.0) 5.7	(75.0) 75.2			
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野浦海岸15-86	同 左	イトーチューレイヤー17M	平成 17年 7月	(17.0) 17.9	(3.0) 4.4	(2.80) 4.18	(0.45) 0.55	(5.0) 2.4	(14.5) 11.3		(2,800) 2,806		
		イトーチューレチエ・イ・ママ(M)	平成 17年 7月	(15.0) 16.7	(5.0) 5.7	(0.70) 0.85	(0.50) 0.63	(6.0) 2.9	(8.0) 4.9	(78.0) 78.0			
		とうもろこし	平成 17年 7月	7.5	表 3.7	0.01	示 0.24	1.8	な 1.1		し	水分 14.5	

注) 飼料又は飼料添加物の名称の欄中「●」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

## 公 告

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年10月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

パソコン 433台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成17年7月15日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社大塚商会九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,509,260円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成17年6月3日

## 雜 報

福岡県卸売市場審議会公告

福岡県卸売市場整備計画に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成17年10月7日

福岡県卸売市場審議会会長 入江種文

1 意見募集の対象となる答申案

福岡県卸売市場整備計画の答申案

2 答申案の要旨

第1 目標年度

第2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 需要の現状と見通し

(2) 供給の現状と見通し

(3) 卸売市場流通及び卸売市場を経由しない流通等の現状と見通し

2 品目別流通圏の設定

3 卸売市場配置計画

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

1 立地に関する事項

2 施設の種類に関する事項

3 施設の規模に関する事項

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

2 その他

**別記 卸売市場施設規模算定基準****3 答申案の閲覧場所等**

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2番1号）
- (6) 福岡県のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

**4 意見書の提出期間**

平成17年10月7日（金）から平成17年10月20日（木）まで

**5 意見書の提出方法**

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

**6 意見書の提出先**

郵便番号 812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農政部生産流通課又は水産林務部水産振興課

ファクシミリ 092-643-3490（生産流通課）又は092-643-3558（水産振興課）

電子メール [seiryu@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:seiryu@pref.fukuoka.lg.jp)（生産流通課）又は [suisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:suisan@pref.fukuoka.lg.jp)（水産振興課）

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一  
福岡市東区箱崎六丁目六番四  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)